

社会福祉法人生駒市社会福祉協議会定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 評議員（第6条—第10条）
- 第3章 評議員会（第11条—第16条）
- 第4章 役員（第17条—第24条）
- 第5章 役員等の損害賠償責任の免除（第25条）
- 第6章 理事会（第26条—第30条）
- 第7章 会員（第31条）
- 第8章 事務局及び職員（第32条）
- 第9章 資産及び会計（第33条—第41条）
- 第10章 解散（第42条・第43条）
- 第11章 定款の変更（第44条）
- 第12章 公告の方法その他（第45条・第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 社会福祉法人生駒市社会福祉協議会（以下「本協議会」という。）は、生駒市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動を活性化させることにより、地域福祉を推進することを目的とする。

（事業）

第2条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に定めるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業
- (8) 成年後見制度に関する事業
- (9) 生活困窮者自立相談支援制度に関する事業
- (10) 生駒市福祉センターの経営
- (11) 地域包括支援センターの経営
- (12) 居宅介護支援事業
- (13) 居宅介護等事業
- (14) 生駒市デイサービスセンター幸楽の経営
- (15) 障害福祉サービス事業
- (16) その他本協議会の目的達成のために必要な事業

(名称)

第3条 本協議会は、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 本協議会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 本協議会は、住民や福祉関係者等とともに、地域の福祉課題及び生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 本協議会の事務所を奈良県生駒市元町1丁目6番12号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 本協議会に評議員9名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 本協議会に評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

- 2 委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 委員会の委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、別に定める規程により理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、当該決議には、外部委員が出席した上で、当該委員が賛成することを要する。
- 7 委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第 8 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、本協議会の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、当該時点における評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第 9 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 6 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 10 条 評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 貸借対照表、収支計算書及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集及び議長)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。この場合において、評議員会の招集に当たっては、評議員会の日の3日前までに、各評議員に対して書面でその通知を発しなければならない。

- 2 評議員は、会長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該事項について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の定数)

第17条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とするとともに、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法第45条の16第2項第1号の理事長とし、常務理事

をもって同項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 法第44条第6項を遵守するとともに、本協議会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、当該時点における理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 法第44条第7項を遵守するとともに、本協議会の監事には、本協議会の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本協議会の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協議会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協議会の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本協議会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最

終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 役員等の損害賠償責任の免除

第25条 本協議会は、法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事若しくは理事であった者又は監事若しくは監事であった者の損害賠償を、同法第113条第1項の規定により免除することのできる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

- 2 本協議会は、法第45条の20第4項において準用する一般法人法第115条第1項の規定により、同項に規定する非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合において、当該契約による責任は、同法第113条第1項第2号で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 本協議会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該事項について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 会員

第31条 本協議会に会員を置く。

2 会員は、本協議会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第8章 事務局及び職員

第32条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 本協議会に、事務局長を1名置くほか、職員を置き、会長が任免する。

第9章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 本協議会の資産は、これを分けて基本財産及びその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、現金3,000,000円とする。
- 3 その他財産は、基本財産を除く財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続を採らなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、当該時点における理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、生駒市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、生駒市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供するとき。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保（協調融資に係る担保に限る。）に供するとき。

(資産の管理)

第35条 本協議会の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会及び評議員会の決議を経て、株式に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本協議会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、会長が作成し、当該時点における理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様

とする。

2 前項の書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本協議会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を得た上で、理事会の承認を得なければならぬ。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書をいう。以下同じ。）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置いて一般の閲覧に供するとともに、この定款を事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 本協議会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の

放棄をしようとするときは、当該時点における理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第41条 本協議会が保有する株式（出資）について、当該株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において、当該時点における理事総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

第10章 解散

(解散)

第42条 本協議会は、法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、生駒市長の認可（法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けるなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を生駒市長に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 本協議会の公告は、本協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、本協議会の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

本協議会の設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。ただし、本協議会の成立後遅滞なく、この定款により、役員及び評議員の選任を行うものとする。

会長（理事）平本 留吉

評議員

理 事	中田 寿	〃	田口 利雄
〃	高峯 正太郎	〃	今中 敬治郎
〃	谷山 清信	〃	稻垣 清一郎
〃	大植 操	〃	中栄 悅子
〃	獄田 末治郎	〃	田中 秀
〃	中本 清太郎	〃	前川 具治
監 事	山本 与一	〃	林 いさへ
〃	辻本 キミ	〃	寺川 亥三郎
評議員	藤尾 俊一	〃	梅本 弘
〃	藤岡 新	〃	松原 栄一
〃	松本 実道	〃	北村 弥三郎
〃	辻村 泰円	〃	池田 一次
〃	森本 政春	〃	鉄東 敏雄
〃	田坪 徳松	〃	中山 文夫

附 則

この定款の改定は、平成29年4月1日から施行する。